

令和5年

熊野町農業委員会

議事録

第7回

熊野町農業委員会

令和5年第7回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和5年7月14日(金) 午前11時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	庄賀 深雪
委員	2番	福垣内 信行
委員	3番	菅尾 寛治
委員	4番	井尻 隆雄
委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男
委員	7番	橋川 勝則
委員	8番	空田 忠
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓 治徳
委員	稲垣 寿計
委員	世良 次生
委員	世良 正喜

6. 議事録署名委員(2人)

委員	5番	立花 宏保
委員	6番	木原 哲男

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
課長補佐	諏訪本 壮太
主査	内田 直人

会議の概要

<p>議長</p>	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和5年第7回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。5番 立花委員、6番 木原委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議事日程 朗読)</p>
<p>議長</p>	<p>日程第1、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第25号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、初神地区にある〇〇〇〇から100mほど下ったところにある、畑1筆、田6筆の7筆でございます。現況としては、休耕状況であることを確認しました。</p> <p>譲渡人である〇〇〇〇氏は、元々、申請地を奥様から相続されたもので、これまでご自身で耕作をされておりましたが、高齢となり、申請地に通うのも難しくなっており、今後の管理に悩まれていたところ、奥様とご親族関係にあった譲受人の〇〇〇〇氏の申し出があり所有権を移転されることとなりました。</p> <p>譲受人である〇〇〇〇氏は、申請地と隣接した農地でこれまでも耕作をされており、経営規模を拡大されたいということです。農機具も十分に保有されており、耕作には問題ないものと思われま。また、農地もご自宅から近く、適切に管理していただけるものと思います。農作業の従事日数についても、申請書によると問題はありません。周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。佛圓委員、お願いします。</p>
<p>佛圓委員</p>	<p>7月7日に事務局と一緒に現地を確認してきました。この土地は説明がありましたとおり、昔、〇〇〇〇だった〇〇〇〇さんの家の裏にある土地です。現状は草が生えておりますが木のようなものはなく、毎年草刈はやっておられた</p>

	<p>のだらうと思います。したがって、次の方が譲受けられて耕作するのに何ら問題になるようなこともありません。この土地は、登記上、畑が1筆、田が6筆となっておりますが、水路についても、〇〇〇〇の方から水が下ってきており、水も十分に確保できます。道路も土地に接しており、耕作するうえで何も問題ないと思われます。したがって、許可相当と判断して問題ないものと思われます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>続いて、日程第2、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第26号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、初神地区にある〇〇〇〇を250mほど下ったところにある畑4筆で、現在は休耕状態となっております。</p> <p>譲渡人である〇〇〇〇氏は、相続により申請地を取得されましたが、現在ご自身が耕作されている農地から距離があることや、不整地から狭小であり効率的な耕作が行えないことから休耕状態となっております。</p> <p>譲受人である〇〇〇〇氏は、4月の委員会でご審議を頂きました、今回の申請地と隣接した農地を所有権移転により取得されており、現在、耕作をしていたところ、〇〇〇〇氏から、農地として管理してもらえらるなら、所有権を移転して構わない旨の申し出があり、この度、所有権移転をすることとなりました。〇〇〇〇氏は、4月に農地を取得するまで農業の経験はありませんでしたが、現在、取得した農地で畑を耕作などされており、適切に管理していただけるものと思います。また、周辺農地や営農条件に支障を及ぼす恐れも無いと認められることから、申請内容に問題は無く、許可相当であると判断しております。以上です。</p>

議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。佛圓委員、お願いします。</p>
佛圓委員	<p>今、説明がありましたとおり、4月に審議した土地に面した畑を所有権移転するとのことです。先ほどと同じ7日に現地を確認してきました。こちら、〇〇〇〇に山側から上る道があるのですが、その道に接している土地となります。こちら道路に面しているという点では条件の良い土地となっていますが、山際という事で、イノシシがよく出るという点で大変ではあると思います。登記上、畑という事もあるかもしれませんが、水路は全くありません、山からの水が流れてくる程度なのかなと思います。雨が降らない日が続くと少し大変かなと思いますが、畑で水路が整備されていることはあまりないので、条件としてはどこも一緒なのかなとも思います。畑に入ってみると、非常に柔らかくなっており、歩くと沈んでいくような状態で、土の中をもぐらが走り回ったのかなと思うような状態でした。そういった問題は多少ありますが、許可する上で特に問題になるようなことはないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案どおり承認することに決定しました。</p>
議長	<p>続いて、日程第3、報告第10号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、日程第4、報告第11号「農地法第5条の規定による届出の取消について」、日程第5、報告第12号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、6月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。</p> <p>報告第10号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案13ページから17ページのとおり、萩原地区で1件です。</p>

	<p>報告第11号、議案19ページから22ページの農地法第5条の規定による届出の受理の取消については、令和5年4月7日付で専決処分し、令和5年5月の委員会でその旨を報告させていただいておりましたが、計画変更に伴い、6月12日付で取消願いが提出され、受理したものです。</p> <p>報告第12号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案23ページから32ページまでのとおり、平谷1件、出来庭2件、計3件です。うち番号1については、平谷地区にあった〇〇〇〇に係るものですが、これまで筆界未定となっており、農地転用の届出が出来ておりませんでした。この度、筆界未定が解消されたことから届出があったものです。番号2及び番号3については、報告11号で説明させていただきました受理の取消後に計画を修正し再度、届出をした農地となります。以上が専決処分した届出書等の報告です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。引き続き、事務局から事務連絡をお願いします。</p>
事務局	<p>(事務連絡)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>現在の任期中での委員会は本日で最後となります。3年間お疲れさまでした。次期も引き続き委員をされる皆様は、事務局から案内のあったとおり、7月20日(木)に開催するとのことなのでよろしくをお願いします。以上をもちまして、令和5年第7回熊野町農業委員会を閉会します。</p>